【別紙１】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象外種目 | 厚生労働大臣が定める者のイ | 厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果 |
| ア 車いす及び車いす  付属品 | 次のいずれかに該当する者  （一）日常的に歩行が困難な者  （二）日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者 | 基本調査１－７  「3.できない」  ※ |
| イ 特殊寝台及び  特殊寝台付属品 | 次のいずれかに該当する者  （一）日常的に起き上がりが困難な者  （二）日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査１－４  「3.できない」  基本調査１－３  「3.できない」 |
| ウ 床ずれ防止用具  及び体位変換器 | 日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査１－３  「3.できない」 |
| エ 認知症老人徘徊  感知機器 | 次のいずれにも該当する者  （一）意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者  （二）移動において全介助を必要としない者 | 基本調査３－１  「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外  又は  基本調査３－２～基本調査３－７のいずれか「2.できない」  又は  基本調査３－８～基本調査４－１５のいずれか「1.ない」以外  その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。  基本調査２－２  「4.全介助」以外 |
| オ 移動用リフト（つり具の部分を除く。） | 次のいずれかに該当する者  （一）日常的に立ち上がりが困難な者  （二）移乗が一部介助又は全介助を必要とする者  （三）生活環境において段差の解消が必要と認められる者 | 基本調査１－８  「3.できない」  基本調査２－１  「3.一部介助」又は「4.全介助」  ※ |
| カ 自動排泄処理装置 | 次のいずれにも該当する者  (一) 排便が全介助を必要とする者  (二) 移乗が全介助を必要とする者 | 基本調査２－６ 「４．全介助」  基本調査２－１ 「４．全介助」 |